

4 福保障地第 9 0 9 号  
令和 4 年 9 月 9 日

居宅介護、重度訪問介護、  
同行援護及び行動援護事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局  
障害者施策推進部地域生活支援課長

在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染し、  
自宅療養となる場合の訪問系サービスの提供について

平素より、東京都の障害者施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

標記の件については、令和 3 年 2 月 16 日付厚生労働省事務連絡「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」において、在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院不要との医師判断の下自宅等で療養する場合、利用者である在宅で生活する障害者に発熱等の症状がある場合であっても、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが継続的に提供されることが重要であるとされております。

一方、在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、感染予防を理由に事業者から派遣を断られるという声も聞かれます。

これまで、厚生労働省が作成した感染対策に係るマニュアルや動画について、メールや東京都障害者サービス情報 (<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>) により、情報提供をさせていただいたところですが、在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染し自宅療養となる場合の適切な対応等について、改めて別紙のとおり整理しました。

事業者におかれましては、訪問系サービスの必要性を確認し、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが引き続き継続して提供されるようお願い申し上げます。

**【担当】**

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課在宅支援担当  
電話：03-5320-4325